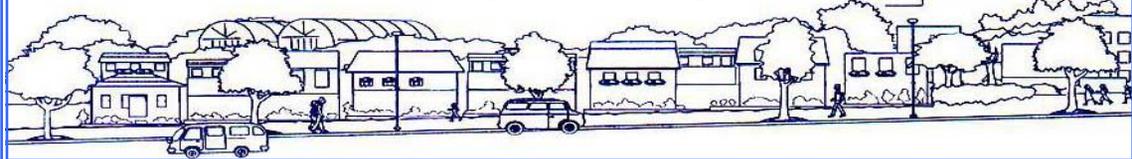


# 北小岩一丁目東部地区



2010/4/16

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

推進第一係

TEL 5668-5877

## 事業計画案の内容についてご説明をします ～第8回まちづくり懇談会のご案内～

日頃より区政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

北小岩一丁目東部地区の土地区画整理事業を実施するため、昨年11月の都市計画決定により北小岩一丁目東部地区が土地区画整理事業を施行する区域として位置付けられました。今年度はいよいよ事業認可の手続きを行います。この事業認可により、本地区は土地区画整理事業を開始することになります。

今回のまちづくり懇談会では、そのための事業計画案の内容とスケジュールについて皆さまにご説明します。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、隣近所お誘い合わせのうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

### 開催概要

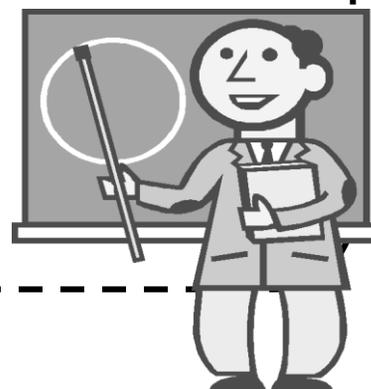
日時 5月7日(金) 午後7時より (2時間程度を予定)

※開催時間にご注意ください。

会場 小岩アーバンプラザ 集会室第1・2 (2階)

内容

- ・事業計画案の内容について
- ・スケジュールについて
- ・質疑応答、意見交換 等



※今回の懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

# 事業計画案の縦覧を行います

5月10日(月)より、事業計画案の縦覧(自由に見ること)を行います。この事業計画案についてご意見のある方は、5月10日(月)から6月7日(月)までの間に東京都知事に意見書を提出することができます。

事業計画案の縦覧については、下記のとおり行います。

## 事業計画案の縦覧について

**縦覧期間** 5月10日(月)～5月24日(月)

**縦覧できる時間帯**

午前8時30分～午後5時15分

**縦覧場所** ①土木部 沿川まちづくり課 (区役所第二庁舎一階)

②北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所(北小岩1-20-7)

※土日の縦覧については、②の北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所で  
行います。

**内 容** 東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業

**意見書提出期間**

5月10日(月)～6月7日(月)

**意見書提出先**

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地整備部区画整理課

(東京都庁第二庁舎19階)

※意見書の提出は郵送でも可能です。

**問合せ先** 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所

電話：5668-5877



<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん

沿川まちづくり課推進第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 [http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec\\_ensen/index.html](http://www.city.edogawa.tokyo.jp/sec_ensen/index.html)

